

第3章 開発行為の申請

1 許可申請の手続き（法第30条）

【法】

（許可申請の手続）

第三十条 前条第一項又は第二項の許可(以下「開発許可」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区)の位置、区域及び規模
- 二 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物(以下「予定建築物等」という。)の用途
- 三 開発行為に関する設計(以下この節において「設計」という。)
- 四 工事施行者(開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。)
- 五 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、第三十二条第一項に規定する同意を得たことを証する書面、同条第二項に規定する協議の経過を示す書面その他国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

【省令】

（開発許可の申請書の記載事項）

第十五条 法第三十条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）にあつては、第四号に掲げるものを除く。）とする。

- 一 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 二 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為、その他の開発行為の別
- 三 市街化調整区域内において行う開発行為にあつては、当該開発行為が該当する法第三十四条の号及びその理由
- 四 資金計画

(開発許可の申請)

第十六条 法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けようとする者は、別記様式第二又は別記様式第二の二の開発行為許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第三十条第一項第三号の設計は、設計説明書及び設計図(主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、設計図)により定めなければならない。

3 前項の設計説明書は、設計の方針、開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。以下次項及び次条において同じ。)内の土地の現況、土地利用計画及び公共施設の整備計画(公共施設の管理者となるべき者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を含む。)を記載したものでなければならない。

4 第二項の設計図は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならない。ただし、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、給水施設計画平面図は除く。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況図	地形、開発区域の境界、開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設並びに令第二十八条の二第一号に規定する樹木又は樹木の集団及び同条第二号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況	二千五百分の一以上	一 等高線は、二メートルの標高差を示すものであること。 二 樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては、規模が一ヘクタール(令第二十三条の三ただし書の規定に基づき別に規模が定められたときは、その規模)以上の開発行為について記載すること。
土地利用計画図	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状	千分の一以上	
造成計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ(地表面が水平面に対し三十度を超える角度を成す土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。以下この項、第二十三条、第二十七条第二項及び第三十四条第二項において同じ。)又は擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配	千分の一以上	切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	千分の一以上	高低差の著しい箇所について作成すること。

排水施設計画 平面図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、 材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、 吐口の位置及び放流先の名称	五百分の一以 上	
給水施設計画 平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法 並びに消火栓の位置	五百分の一以 上	排水施設計画平面図にまとめて図示 してもよい。
がけの断面図	がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上で あるときは、それぞれの土質及びその地層の厚 さ)、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面 の保護の方法	五十分の一以 上	一 切土をした土地の部分に生ずる 高さが二メートルを超えるがけ、 盛土をした土地の部分に生ずる高 さが一メートルを超えるがけ又は 切土と盛土とを同時にした土地の 部分に生ずる高さが二メートルを 超えるがけについて作成すること。 二 擁壁で覆われるがけ面について は、土質に関する事項は、示すこ とを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾こう配、擁壁の材料の種類及び 寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置 及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地 盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	五十分の一以 上	

5 前条第四号の資金計画は、別記様式第三の資金計画書により定めたものでなければならない。

6 第二項の設計図には、これを作成した者がその氏名を記載しなければならない。

(開発許可の申請書の添付図書)

第十七条 法第三十条第二項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。

一 開発区域位置図

二 開発区域区域図

三 法第三十三条第一項第十四号の相当数の同意を得たことを証する書類

四 設計図を作成した者が第十九条に規定する資格を有する者であることを証する書類

五 法第三十四条第十三号の届出をした者が開発許可を受けようとする場合にあっては、その者が、区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類

六 開発行為に関する工事が津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域をいう。以下同じ。）内における同法第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる

行為を除く。第三十一条第二項において同じ。)に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同法第七十三条第四項第一号に規定する開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。第四項及び第三十一条第二項において同じ。）に地盤面の高さが基準水位（同法第五十三条第二項に規定する基準水位をいう。第四項及び第三十一条第二項において同じ。）以上となる土地の区域があるときは、その区域の位置を表示した地形図

- 2 前項第一号に掲げる開発区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、開発区域の位置を表示した地形図でなければならない。
- 3 第一項第二号に掲げる開発区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界、準都市計画区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。
- 4 第一項第六号に掲げる地形図は、縮尺千分の一以上とし、津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第四項第一号に規定する開発区域の区域及び当該区域のうち地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域並びにこれらの区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

〔取扱規則〕

（設計説明書）

第3条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、第4号様式によるもの及び実測図に基づく開発区域内の公共施設の新旧対照図とする。

（開発行為の施行等の同意書等）

第4条 省令第17条第1項第3号に規定する同意を得たことを証する書類は、開発行為の施行等の同意書（第5号様式）及び開発区域内権利者一覧表（第6号様式）とする。

（設計者の資格に関する申告書）

第5条 省令第17条第1項第4号に規定する設計者の資格を証する書類は、設計者の資格に関する申告書（第7号様式）とする。

（開発許可申請書の添付書類）

第6条 法第30条第1項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、申請に係る開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為である場合は第6号及び第7号に掲げる図書を、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）である場合には第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる図書、その他の開発行為である場合には第3号及び第4号に掲げる図書の添付を省略する。

- (1) 当該開発区域内の土地の登記事項証明書又はこれに代わるもの
- (2) 当該開発区域内の土地の公図の写し

- (3) 設計概要書（第8号様式）
- (4) 実測図に基づく開発区域内の公共施設の新旧対照図
- (5) 土地利用面積表
- (6) 申請者の資力及び信用に関する申告書（第9号様式）
- (7) 工事施行者の能力に関する申告書（第10号様式）
- (8) その他市長が必要と認める書類

【開発許可条例】

（宅地造成工事規制区域内の土地における開発行為に関する工事）

第12条の2 宅地造成等規制法第8条第1項ただし書の規定により同項の宅地造成に関する工事の許可を要しないものとされ、都市計画法第33条第1項第7号後段の基準が適用される開発行為に関する工事（以下、「宅地造成を伴う開発行為に関する工事」という。）には、宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例（平成18年横須賀市条例第29号）第4条（第1号及び第2号を除く。）の規定が適用されるものとする。

【宅造許可条例】

（工事の許可基準）

第4条 法第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事（法第12条第1項の規定により工事の計画を変更しようとするときは、変更後の工事。以下「工事」という。）（令第3条第4号に規定するものを除く。以下この条において同じ。）は、法、令及び省令に定めがあるもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1)、(2) 略

(3) 工事施行者が規則で定める工事の施行に係る計画書を作成していること。

(4) 令第17条に規定するもの又は二級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に規定する二級建築士をいう。）の資格を有する者が工事（法第9条第2項に規定する令で定めるものの工事を除く。）の設計を行っていること。

(5) 切土又は盛土をすることによって、当該切土又は盛土をした土地の区域に高さが5メートルを超えるがけを生じ、かつ、その区域から10メートル以内に建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）が存する工事にあつては、造成主が規則で定める土質調査方法のうち、当該工事に適する土質調査を行っていること。ただし、既に造成主がこれと同等の土質調査の資料を保有している場合は、この限りでない。

《第2項以下、略》

〔宅地造成等規制法等施行取扱規則〕

（施工計画書）

第4条 条例第4条第1項第3号の規則で定める工事の施行に係る計画書（以下、「施工計画書」という。）は、次に掲げる事項を記載したものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 施工方法
- (5) 緊急時の体制

(設計者の資格の申告)

第6条 法第9条第2項又は条例第4条第1項第4号の規定により令又は条例で定める資格を有する者の設計によらなければならない工事の許可申請書には、設計者の資格に関する申告書(第3号様式)を添付しなければならない。

(土質調査)

第7条 条例第4条第1項第5号の規則で定める土質調査方法は、別表に定める方法とする。ただし、別表の規定による試験方法と同等以上の成果が得られると市長が認めるときは、この限りでない。

(別表)

調査の種別	調査の名称
ボーリング・サウンディング	標準貫入試験方法
	原位置ベーンせん断試験方法
	孔内水平載荷試験方法
サウンディング	オランダ式二重管コーン貫入試験方法
	スウェーデン式サウンディング試験方法
	ポータブルコーン貫入試験方法
	簡易動的コーン貫入試験方法
	電気式静的コーン貫入試験方法
物理探査・検層	地盤の電気検層方法
	地盤の弾性波速度検層方法
載荷試験	地盤の平板載荷試験方法
	剛体載荷板による岩盤の平板載荷試験方法
	岩盤のせん断試験方法

有料老人ホーム（省令第15条第1項第2号）の取り扱いについて

省令第15条第1項第2号(主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為、その他の開発行為の別)について、有料老人ホームの取り扱いは次のとおりとする。

- ・ 主として住宅の機能を有する目的で行う開発行為・・・・・・・・・・その他
- ・ 申請者自らが、直接施設の運営に携わり、医療、介護機能を有する事業の目的とした開発行為・・・・・・・・・・自己業務
- ・ 申請者以外の者が、施設の運営に携わり、医療、介護機能を有する事業の目的とした開発行為・・・・・・・・・・その他

開 発 行 為 許 可 申 請 書

都市計画法第 29 条第 1 項の規定により、開発行為の許可を申請します。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〇〇年〇〇月〇〇日 (あて先) 横須賀市長 許可申請者 住 所 横須賀市〇〇町〇丁目〇番〇号 氏 名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		※ 手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	横須賀市〇町〇丁目〇番〇ほか〇筆
	2 開発区域の面積	999.89 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	専用住宅
	4 工事施行者住所氏名	横須賀市〇町〇丁目〇番〇号 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
	5 工事着手予定年月日	許可後〇日以内 年 月 日
	6 工事完了予定年月日	着手後〇か月以内 年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他 市街化調整区域の開発行為記載
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	34条14号等
	9 その他必要な事項	農地転用等他法令を記入
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
- 2 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 ※印のある欄は記載しないこと。
- 5 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

開発行為許可申請書添付書類

	項目	内容
1	開発行為許可申請書 【開発、別記様式第二】	<ul style="list-style-type: none"> 申請者：住所・氏名とも省略せず謄本のとおり 地域名称：代表地番ほか○筆 区域面積：実測値 その他：農地転用、急傾斜など他法令を記入
2	委任状	委任事項、委任者住所・氏名を明記
3	切土盛土の概要書【参考-10】	切土盛土の面積、土量・土砂搬出入量、土砂搬出入先
4	設計説明書 【開発、第4号様式第1面】	<ul style="list-style-type: none"> 土地の現況：現在の地目 公共施設：道路、公園、公共下水道、消防水利など（政令1条の2参照）・計画戸数（共同住宅の例：1棟20戸） 公益的施設：学校、集会所、ゴミ置場など
(4)	設計概要書（自己の居住用） 【開発、第8号様式】	<ul style="list-style-type: none"> 土地の現況：現在の地目 土地利用計画：公共施設用地：道路、公共下水 公共施設一覧：新旧対照図を作成し、公共施設毎に記入
5	資金計画書（その1・その2） 【開発、別記様式第三】	<ul style="list-style-type: none"> 自己資金：申請時（直前）の残高証明添付 借入金：融資証明添付 （その1）：全体収支計画、（その2）：年度別資金計画
6	従前の公共施設一覧表 【開発、第4号様式第2面】	従前（現在）の区域内の公共施設を施設毎（路線毎）に記入（新旧対照図を作成し明示）
7	新設する公共施設一覧表 【第4号様式第3面】	新設する区域内の公共施設を施設毎（路線毎）に記入（新旧対照図に明示）
8	付替えに係る公共施設一覧表 【開発、第4号様式第4面】	付替えする区域内の公共施設を施設毎（路線毎）に記入（新旧対照図を明示）
9	公共施設管理者の協議書	全ての32条協議書を正本に写、副本に本書を添付 公共施設管理者が民である場合は、実印を押印（印鑑証明書添付）
10	特定建築等行為・土地利用行為承認書	特定建築等行為承認書・土地利用行為承認書の写しを添付
11	開発区域内権利者一覧表 【開発、第6号様式】	区域内の全地番毎に、全ての権利者（登記簿謄本の甲区・乙区、工事の妨げとなるものなど）を記入
12	開発行為の施行等の同意書 【開発、第5号様式】	区域内の権利者（登記簿謄本の甲区・乙区、工事の妨げとなるものなど）の同意（印鑑証明書添付）、正本に写、副本に本書を添付
13	登記事項証明書	区域内の土地及び工作物の申請時（直前）の登記事項証明書（全部事項証明書）正本に本書、副本に写しを添付
14	申請者の資力信用に関する申告書 【開発、第9号様式第1面】	<ul style="list-style-type: none"> 法人：登記事項証明書、前年度の法人税（国税：その1、納税額等証明用）及び事業税（県税：法人事業税）の納税証明書添付 個人：履歴書又は住民票、前年度の所得税の納税証明書（その1、納税証明書）添付
15	工事施行者の能力に関する申告書 【開発、第10号様式】	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法の登録を証する書面、事業経歴書添付 法人：登記事項証明書、前年度の法人税（国税：その1、納税額等証明用）及び事業税（県税：法人事業税）の納税証明書添付 個人：履歴書又は住民票、前年度の所得税（その1、納税証明書）の納税証明書添付
16	設計者の資格に関する申告書 【開発、第7号様式】	区域1ha以上の申請 （卒業証明書、資格証明書など資格を証する書類添付）
17	法以外の法律等に基づく許可証又は認可	法第33条第1項第8号（災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域）・農地転用
宅造許可条例が適用される場合の追加添付書類		
⑭	造成主の資力に関する申告書 【宅地造成、第1号様式】	<ul style="list-style-type: none"> 法人：登記事項証明書、前年度の法人税（国税：その1、納税額等証明用）及び事業税（県税：法人事業税）の納税証明書添付 個人：履歴書又は住民票、前年度の所得税の納税証明書（その1、納税証明書）添付
⑮	工事施行者の能力に関する申告書 【宅地造成、第2号様式】	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法の登録を証する書面を添付 法人：登記事項証明書、前年度の法人税（国税：その1、納税額等証明用）及び事業税（県税：法人事業税）の納税証明書添付
⑯	設計者の資格に関する申告書 【宅地造成、第3号様式】	卒業証明書、資格証明書など資格を証する書類添付
⑱	施工計画書	工事概要、計画工程表、現場組織表、施工方法及び緊急時の体制について記載
⑲	土質調査報告書	<ul style="list-style-type: none"> 切土又は盛土をすることによって、当該切土又は盛土をした土地の区域に高さが5メートルを超えるがけを生じ、かつ、その区域から10メートル以内に建築物が存する工事の場合 宅地造成に関する工事において技術的基準に適合することを確認するために必要と認められる場合

開発行為の種類別必要添付書類一覧

- 1 宅地造成等規制法第8条第1項ただし書の規定により同項の宅地造成に関する工事（切土又は盛土をする土地の面積が500㎡を超える行為のみによって同項の許可を受けなければならない工事は除く。）の許可を要しないものとされ、法第33条第1項第7号後段の基準が適用される開発行為に関する工事の場合

開発行為の種類	添付書類
自己の居住用（1ha未満）	1, 2, 3, (4), 9, 10, 11, 12, 13, ⑭, ⑮, ⑯, 17, ⑱, ⑲
”（1ha以上）	1, 2, 3, (4), 9, 10, 11, 12, 13, ⑭, ⑮, 16, 17, ⑱, ⑲
自己の業務用（1ha未満）	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, ⑭, ⑮, ⑯, 17, ⑱, ⑲
”（1ha以上）	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, ⑱, ⑲
その他（1ha未満）	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, ⑯, 17, ⑱, ⑲
”（1ha以上）	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, ⑱, ⑲

- 2 上記以外の実開発行為に関する工事の場合

開発行為の種類	添付書類
自己の居住用（1ha未満）	1, 2, 3, (4), 9, 10, 11, 12, 13, 17
”（1ha以上）	1, 2, 3, (4), 9, 10, 11, 12, 13, 16, 17
自己の業務用（1ha未満）	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 17
”（1ha以上）	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17
その他	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17

開発行為申請書添付図書

共通事項：方位、縮尺を明記。開発申請区域を赤書きで明示。

項目	縮尺(標準)	内容
1 位置図	1/2500 以上	主要道路からの経路を含む図面(市域図 1/2500)を使用。
2 公図		<ul style="list-style-type: none"> 申請時(直前)の法務局の公図写を使用。 方位、区域内及び隣接地の地番・地目・地積・地権者。
3 求積図		<ul style="list-style-type: none"> 区域全体求積、土地利用別求積 切土又は盛土をする土地の求積
4 現況図	1/1000 以上	<ul style="list-style-type: none"> 区域の接する道路、区域内の道路が接続される道路の詳細(建築基準法の位置付け、道路幅員、道路有効幅員、2項道路中心・後退線)。 既存公共施設の詳細。
5 土地利用計画図 図面サイズ A1 サイズ以下 (よこ幅長尺可) 登録簿用 着色 1部 無着色 1部	1/1000 以上	<ul style="list-style-type: none"> 区域の接する道路、区域内の道路が接続される道路の詳細(建築基準法の位置付け、道路幅員、道路有効幅員、2項道路中心・後退線)。 区域内道路の詳細(建築基準法の位置付け、道路幅員、道路有効幅員、延長、勾配、隅切長、転回部)。 着色は土地利用別着色、凡例作成。 区画(宅地)毎に面積・計画高・番号を記入し、区画割線を赤書き。 公共・公益施設、宅地内排水施設、給排水計画。 がけ面の勾配・防護方法、がけ高さ、擁壁高さ。 他法令及び関連工事。
6 造成計画平面図	1/1000 以上	<ul style="list-style-type: none"> 現況図を基図とし造成計画(上記土地利用計画)を記入。 切土部分は黄色、盛土部分は赤色(着色範囲は新たに生じるがけ面までで着色。凡例作成)。 造成計画断面図位置、がけの断面図位置。
7 造成計画断面図	1/1000 以上	<ul style="list-style-type: none"> 造成計画平面図に基づき作成。 切土又は盛土をする前後の地盤面。 構造物(擁壁、排水施設など) がけ面の勾配・防護方法、岩盤想定線、小段幅、がけ高さ、擁壁高さ。 段切り施工 切土部分は黄色、盛土部分は赤色(着色範囲は新たに生じるがけ面まで)で着色。凡例作成、区域表示。
8 排水施設計画平面図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用計画図を基図として作成。 排水区域の区域界 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、流下方向、流末 宅地内排水施設が未定の場合でも、宅地内最終枡は明示。 がけ下排水、壁下排水、小段の排水。 雨水は青色、汚水は茶色にて着色、凡例作成。
9 給水施設計画平面図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用計画図を基図として作成。 給水施設の位置、形状、内のり寸法 配水管、給水管の別。 消火栓、防火水槽の位置 <p>※ 排水施設計画平面図にまとめて図示することも可</p>

10	がけの断面図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・造成計画平面図に基づき作成。 ・がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法。 ・小段の位置、幅及び表面勾配。 ・切土部分は黄色、盛土部分は赤色（着色範囲は新たに生じるがけ面まで）で着色。凡例作成。 ・がけ下排水、壁下排水、小段の排水施設。 ・斜面上擁壁、二段積み擁壁の場合その詳細。
11	道路標準断面図	1/100 以上	道路幅員、有効幅員、舗装構成、横断勾配。
12	新旧対照図	1/1000 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の・新設する・付替えに係る公共施設一覧表に基づき作成。 ・既存・廃止・新設・拡幅・付替えの別に着色、一覧表の番号。所有者、管理者。 ・新旧面積対象表、凡例を作成。
13	擁壁の平面図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・造成計画平面図に基づき作成。 ・擁壁の種別、延長 ・擁壁の背面図との整合（番号など） ・RC 擁壁は底版を破線 ・建築物との区分を明確に ・基礎杭の位置
14	擁壁の断面図（構造図）	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法。 ・鉄筋の位置及び径 ・裏込め材の種類及び寸法 ・水抜き穴の位置、材料及び内径 ・構造計算書との整合 ・斜面上擁壁、二段積み擁壁の場合その詳細。 ・地盤改良の詳細（範囲、方法）
15	擁壁の背面図	1/200 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の平面図との整合（番号など） ・擁壁の種別、延長 ・擁壁高さ、水抜き穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法。 ・擁壁の根入れ深さ、前面地盤線、伸縮目地位置、隅部補強
16	擁壁の応力及び構造計算書		<ul style="list-style-type: none"> ・土質条件、載荷重、材料 ・擁壁の安定照査（転倒、滑動、沈下） ・断面応力の算定 ・鉄筋量の算定 ・地震時の検討（2mを超える擁壁） ・地盤改良、杭の計算（必要な場合）
17	土質安定計算書		<ul style="list-style-type: none"> ・がけ面が擁壁で覆われない場合 ・盛土高さが15mを超える場合 ・その他必要な場合
18	その他必要な図書		土質調査報告書、防災計画書など

- ※1. 省令第16条による設計図（図書番号4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 14）には、これを作成した者がその氏名を記載すること。
2. **太字**は、宅地造成等規制法第8条第1項ただし書の規定により同項の宅地造成に関する工事の許可を要しないものとされ、法第33条第1項第7号後段の基準が適用される開発行為に関する工事について適用する。

2 開発許可の特例（法第 34 条の 2）

【法】

（開発許可の特例）

第三十四条の二 国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合若しくは港務局（以下「都道府県等」という。）が行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為（第二十九条第一項各号に掲げる開発行為を除く。）又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為（同条第二項の政令で定める規模未満の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。）については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、開発許可があつたものとみなす。

2 第三十二条の規定は前項の協議を行おうとする国の機関又は都道府県等について、第四十一条の規定は都道府県知事が同項の協議を成立させる場合について、第四十七条の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。

〔取扱規則〕

（開発行為の協議の申出）

第7条の2 法第 34 条の 2 第 1 項に規定する協議の申出は、開発行為協議書（第 11 号様式の 2）によらなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、協議に係る開発行為が、宅地造成等規制法第 8 条第 1 項ただし書の規定により同項の宅地造成に関する工事の許可を要しないものとされ、かつ、宅地造成等規制法第 3 条第 1 項に規定する宅地造成工事規制区域内の土地を含まない場合には、第 6 号から 8 号までに掲げる図書の添付を省略する。

（1）省令第 16 条第 2 項に規定する設計図

（2）第 3 条の設計説明書

（3）第 4 条の開発行為の施行等の同意書及び開発区域内権利者一覧表

（4）第 5 条の設計者の資格に関する申告書

（5）第 6 条各号に掲げる図書（同条第 6 号及び第 8 号に規定する書類を除く。）

（6）宅地造成等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）第 4 条に規定する図書

（7）宅地造成等規制法等施行取扱規則（平成 13 年横須賀市規則第 65 号）第 4 条に規定する施工計画書

（8）宅地造成等規制法等施行取扱規則第 5 条第 8 号に規定する報告書

（9）位置図

（10）その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第 1 項の協議書の提出を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、協議が成立したときは同意通知書により協議を申し出た者に通知するものとする。

・申請様式

開発行為協議書：第 11 号様式の 2（取扱規則第 7 条の 2 第 1 項関係）

3 設計者の資格（法第31条）

【法】

（設計者の資格）

第三十一条 前条の場合において、設計に係る設計図書(開発行為に関する工事のうち国土交通省令で定めるものを実施するため必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。))及び仕様書をいう。)は、国土交通省令で定める資格を有する者の作成したものでなければならない。

【省令】

（資格を有する者の設計によらなければならない工事）

第十八条 法第三十一条の国土交通省令で定める工事は、開発区域の面積が一ヘクタール以上の開発行為に関する工事とする。

（設計者の資格）

第十九条 法第三十一条の国土交通省令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 開発区域の面積が一ヘクタール以上二十ヘクタール未満の開発行為に関する工事にあつては、次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者
 - ロ 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。ハにおいて同じ。）において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行なうものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者
 - ハ ロに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者
 - ニ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者
 - ホ 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち国土交通大臣が定める部門に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有するもの
 - ヘ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有するもの

ト 宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務の経験を有する土木、建築、都市計画又は造園に関する十年以上の実務の経験を有する者で、次条から第十九条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）がこの省令の定めるところにより行う講習（以下「講習」という。）を修了した者

チ 国土交通大臣がイからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

二 開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為に関する工事にあつては、前号のいずれかに該当する者で、開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計図書の作成に関する実務に従事したことのあるものその他国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めたものであること。

省令第十九条第一号トの規定による登録講習機関は、平成 19 年 5 月 1 日現在、(財)全国建設研修センターが登録を受けている。

省令第十九条第一号チに規定する国土交通大臣が認めた者は、大学院等に一年以上在学して、土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者

(昭和四十五年一月十二日付け建設省告示第三十八号)

宅地造成が伴う開発行為に関する工事に係る設計者の資格

【開発許可条例】

(宅地造成工事規制区域内の土地における開発行為に関する工事)

第 12 条の 2 宅地造成等規制法第 8 条第 1 項ただし書の規定により同項の宅地造成に関する工事の許可を要しないものとされ、都市計画法第 33 条第 1 項第 7 号後段の基準が適用される開発行為に関する工事（以下、「宅地造成を伴う開発行為に関する工事」という。）には、宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例（平成 18 年横須賀市条例第 29 号）第 4 条（第 1 号及び第 2 号を除く。）の規定が適用されるものとする。

【宅造許可条例】

(工事の許可基準)

第 4 条 法第 8 条第 1 項の規定に基づく宅地造成に関する工事（法第 12 条第 1 項の規定により工事の計画を変更しようとするときは、変更後の工事。以下「工事」という。）（令第 3 条第 4 号に規定するものを除く。以下この条において同じ。）は、法、令及び省令に定めがあるもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) ～ (3) 略

(4) 令第 17 条に規定するもの又は二級建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 3 項に規定する二級建築士をいう。）の資格を有する者が工事（法第 9 条第 2 項に規定する令で定めるものの工事を除く。）の設計を行っていること。

《第 2 項以下、略》

〔宅地造成等規制法等施行取扱規則〕

(設計者の資格の申告)

第 6 条 法第 9 条第 2 項又は条例第 4 条第 1 項第 4 号の規定により令又は条例で定める資格を有する者の設計によらなければならない工事の許可申請書には、設計者の資格に関する申告書（第 3 号様式）を添付しなければならない。

設計者の資格（法第 31 条、省令第 18 条、第 19 条）

工事の内容	資 格 要 件	申告書の様式
① 開発区域の面積が 20ヘクタール以上	②に規定する資格要件のいずれかに該当する者で、開発区域の面積が 20ヘクタール以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計図書の作成に関する実務に従事したことのあるもの、その他国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めたものであること。	第 7 号様式 (都市計画法等施行取扱規則第 5 条関係)
②開発区域の面積が 1ヘクタール以上 20ヘクタール未満	1)学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して 2年以上の実務の経験を有する者	
	2)学校教育法による短期大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限 3年の課程（夜間において授業を行なうものを除く。）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者	
	3)前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して 4年以上の実務の経験を有する者	
	4)学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して 7年以上の実務の経験を有する者	
	5)技術士法による第二次試験のうち国土交通大臣が定める部門に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して 2年以上の実務の経験を有するもの	
	6)建築士法による一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して 2年以上の実務の経験を有するもの	
	7)宅地開発に関する技術に関する 7年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する 10年以上の実務の経験を有する者で、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う講習を修了した者	
8)国土交通大臣が 1)から 7)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者		

宅地造成を伴う開発行為に係る設計者の資格

(法第 33 条第 1 項第 7 号、開発許可条例第 12 条の 2、宅造許可条例第 4 条第 4 号)

工事の内容	資 格 要 件	申告書の様式
<p>③高さが 5 メートルを超える擁壁の設置</p> <p>④切土又は盛土をする土地の面積が 1,500 ㎡を超える土地における排水施設の設置</p>	<p>1) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において、正規の土木・建築課程を卒業後、2 年以上の実務経験（土木・建築の技術に関する）を有する者</p> <p>2) 学校教育法による短期大学において、正規の 3 年制の土木・建築課程卒業後（夜間を除く）、実務経験（土木・建築の技術に関する）を有する者</p> <p>3) 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者</p> <p>4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者</p> <p>5) 国土交通大臣が前各号と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法による大学の大学院等に 1 年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者 ・ 技術士（建設部門） ・ 一級建築士 ・ 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了した者 	<p>第 3 号様式 (宅地造成等規制法等施行取扱規則第 6 条関係)</p>
<p>①～④のいずれにも該当しない宅地造成に関する工事（宅地造成等規制法施行令第 3 条第 4 号に規定するものを除く。）</p>	<p>③④に規定する資格要件のいずれかに該当する者又は二級建築士</p>	